

公募物件一覧表

別紙①

件名: 奈良公園事務所寄付型自動販売機設置に係る公園施設設置許可

内訳

施設名及び所在地	容器種別 ※1	設置場所	貸付面積 自:自動販売機部分 回:回収ボックス部分	設置台数	最低使用料 (期間) ※2	売上実績 ※3
奈良公園事務所 奈良市芝辻町543番地	①	奈良公園事務所前	1.91m ² 自:幅1.30m×奥行1.10m 回:幅0.80m×奥行0.60m	1台	6,180円 (1年間)	令和6年度 89万円程度 令和7年度(4~10月) 43万円程度

※1 容器種別欄の表示について

① : 缶、ビン、ペットボトルは可。紙パック（密閉式容器）、紙カップは不可。

※2 上記の最低使用料の金額については、1年間設置に係る金額です。提案金額は、1年あたりの金額を記入して下さい。

※3 売上実績は参考であり、今後の売上げを保証するものではありません。

【注意事項】

- 1 公募は奈良公園事務所の自動販売機1台で1つの入札とします。
- 2 寄付型自動販売機を設置することとするので、注意してください。
- 3 自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。
- 4 候補者は、設置期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- 5 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料とし、酒類、たばこの販売は行わないでください。
- 6 販売価格については、標準販売価格（定価）以下としてください。
- 7 自動販売機の設置場所は、公募実施要領の設置場所位置図（別紙②-1～3）のとおりです。
- 8 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。
- 9 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、候補者が行ってください。
- 10 設置期間の更新は、行いません。
- 11 最低使用料を予定価格とします。
- 12 最低使用料は、設置期間1年あたりの総額であり、消費税及び地方消費税を含んだ額です。
- 12 最低使用料には、光熱水費等を含みません。
- 13 候補者は速やかに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による自動販売機設置に係る公園施設設置許可の申請手続きをしてください。
- 14 機器仕様及び維持管理等の仕様については、（別紙③）共通仕様書のとおりです。